

2文科高第 1341 号
医政発 0331 第 71 号
令和 3 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 国 公 私 立 大 学 長
殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）については、別紙のとおり、令和 3 年 3 月 31 日付けで公布され、令和 3 年 4 月 1 日より施行されます。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを御了知いただくとともに、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長及び各国公私立大学長におかれては、貴管下の学校養成施設及び関係団体への周知を行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知の「第 2 施行期日等」の「2 その他」における歯科技工士養成所に係る事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正

1 改正の趣旨

歯科技工士学校養成所指定規則（昭和31年厚生省令第3号。以下「指定規則」という。）第2条においては、文部科学大臣又は都道府県知事が行う歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第14条第1号に規定する歯科技工士学校又は同条第2号に規定する歯科技工士養成所（以下「養成施設」という。）の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、1学級の定員を定めているが、今般、入学者数の現状等を踏まえた上で、教育効果を向上させる観点から、所要の改正を行った。

2 改正の内容

指定規則第2条第5号を改正し、養成施設の指定基準における1学級の学生又は生徒の定員について、現行の「10人以上」という下限を撤廃するとともに、現行の「35人以内」という上限を「30人以内」に改めた。また、改正後の「30人以内」という上限については、授業の方法及び設備等の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りではないこととした。

第2 施行期日等

1 施行期日

令和3年4月1日

2 その他

改正後、指定規則第2条第1項に基づく指定の申請及び第4条第1項の変更の承認の申請を行うに当たって、1学級の定員が省令に定める定員数を超過する場合は、遅くとも授業を開始しようとする日（変更の承認にあつては、変更を行おうとする日）の6か月前までに、別添の理由書を、歯科技工士学校の場合は文部科学大臣、歯科技工士養成所の場合は設置予定地（変更の承認にあつては養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。

なお、この省令の施行に際し現に指定を受けている養成施設において、1学級の定員が省令に定める定員数を超過して既に指定又は承認を受けている場合にあつては、令和3年7月1日までに別添の理由書を、歯科技工士学校の場合は文部科学大臣、歯科技工士養成所の場合は養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。

また、都道府県知事は当該理由書を確認したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告すること。

(別添)

理由書(第2条第5号関係)

養成施設の名称		
設置者	名称	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
開設・変更予定 年月日	年 月 日 授業開始	
定員等	1 学級定員 名	年課程(昼・夜)
授業の方法及び設備等、教育効果を十分に挙げられるとする理由。		